



費用の1～3割は利用者の負担です

■利用者の負担について

介護保険のサービスを利用したときは、かかった費用の1～3割が自己負担となります。

また、施設に入った場合には、費用の1～3割のほかに食費、居住費(滞在費)も負担します。

3割	①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同じ世帯の65歳以上の人の[年金収入+その他の合計金額]が、単身世帯の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上
2割	①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同じ世帯の65歳以上の人の[年金収入+その他の合計金額]が、単身世帯の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上
1割	上記以外の人 ※40～64歳の人は、所得にかかわらず1割負担です。

- 合計所得金額は、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額と公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した額を用います。
- 要介護(要支援)認定を受けている方、事業対象者の方には「介護保険負担割合証」が交付されます。介護保険のサービスを利用するときには「介護保険被保険者証」と「介護保険負担割合証」を事業所へ提示してください。

■所得の低い方は利用者負担が軽減されます

所得が低い方は、高額介護サービス費の自己負担上限額が低く設定され、施設利用の負担限度額(食費及び居住費等)も申請により下記の表のとおり減額されます。災害その他の特別な事情等によって自己負担額が減免になる場合もあります。

施設利用の負担限度額(1日あたり)

※網掛け部分は令和3年8月から

利用者負担段階	居住費等						食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室(特養・短期入所)	従来型個室(老健・療養型・医療院)	多床室(特養等)	多床室(老健・療養型・医療院)	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	820円	490円	320円	490円	0円	0円	300円	300円
第2段階	820円	490円	420円	490円	370円	370円	390円	600円
第3段階①	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	370円	650円	1,000円
第3段階②	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	370円	1,360円	1,300円

●令和3年7月まで

区分	対象者	預貯金等資産要件
第1段階	・住民税非課税世帯であって、 老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	単身 1,000万円、 夫婦 2,000万円以下
第2段階	・住民税非課税世帯であって、 年金収入額+合計所得金額の 合計が80万円以下の者	
第3段階	・住民税非課税世帯であって、 利用者負担第2段階以外の者	

●令和3年8月から

区分	対象者	預貯金等資産要件
第1段階	・住民税非課税世帯であって、 老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	単身 1,000万円、 夫婦 2,000万円以下
第2段階	・住民税非課税世帯であって、 年金収入額+合計所得金額の 合計が80万円以下の者	単身 650万円、 夫婦 1,650万円以下
第3段階①	①住民税非課税世帯であって、 年金収入額+合計所得金額の 合計が80万円超120万円以下の者	単身 550万円、 夫婦 1,550万円以下
第3段階②	②住民税非課税世帯であって、 年金収入額+合計所得金額の 合計が120万円超の者	単身 500万円、 夫婦 1,500万円以下

※世帯には、世帯分離している(住民票上世帯が異なる)配偶者も含まれます。
※年金収入額には、遺族年金や障害年金等の非課税年金も収入として算定します。
※不正があった場合にはペナルティ(加算金)が設けられます。

※施設利用の居住費・食費の減額を受けるには申請が必要となります。